（令和８年 11 月発行）

令和９年４月２次　配慮を必要とする児童の保育（障害児保育）申し込みのご案内

※保育利用のご案内 P40 も併せてご確認ください。

１　必要な書類の準備

●**「保育園申込書類」**に加えて**「心身状況表」「主治医等見解書」**（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳等を所持している場合は障害の程度が分かる部分のコピー）をご準備ください。

◎医療的ケアが必要な場合は、保育課保育支援係まで直接お問い合わせください。（提出書類等が異なるため）

２　希望する保育園を選ぶ

●区立保育園、私立保育園ともに障害児の受入は、各園の状況により異なります。

◎２月１２日（金）に練馬区ホームページにて「認可保育園入園空き状況」を公開します。

◎希望する保育園は、お子様と見学することをおすすめします。

◎ご相談等がある場合はお電話または窓口にてお受けいたします。

３　保育園の利用申込み

●令和９年４月入園の２次申込受付締切日は**「令和９年２月 19 日（金）」（必着）**です。
（17 時 15 分までに受理したもの）

◎オンラインでのお申込みをお勧めしていますが、添付書類の画像が不明瞭、ファイルが開けない場合は原本の提出を求める可能性があります。

４　事前保育の実施 利用調整

●指数に基づく利用調整において、保育園に内定する可能性が確認できた場合は、お子様の健康面や発達面を確認するため、指定の保育園で事前保育を２日間程度受けていただきます。

・事前保育を受けていただく場合は、保育課保育支援係からご連絡します。（この段階ではまだ内定しておりません。）

５　受入可否の判定・

●事前保育の結果を元に、受入適否の判定を行います。

◎主治医から「入園可」とされた場合でも、集団生活における安全確保が困難と判断された場合には「受入不可」となることがあります。

◎ご不明な点がある場合は、保育課保育支援係へお問い合わせください。

６　内定発表

●令和９年４月入園２次申込の利用調整による内定発表日は**「令和９年３月 10日（水）」**の予定です。（内定した方にのみ通知を発送します。※事前保育実施状況により遅れる場合もあります。）

７　面接・健康診断

●内定となった場合は、令和９年４月１日（木）までに、内定した保育園で面接・健康診断を受けていただきます。

◎面接・健康診断において、事前保育時と比べて、健康状態などに変化等が確認された場合は、内定取り消しとさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

８　入園（利用開始）

●入園直後は慣れ保育を行います。

●健康状態などによっては、保育時間が短くなることがあります。
（例）９時～17 時　など

【問い合わせ先】

・障害児保育に関すること　練馬区 保育課保育支援係　電話　０３－５９８４－１４９１（直通）

・利用調整に関すること　練馬区 保育課入園相談係　電話　０３－５９８４－５８４８（直通）